の基準軸方向の見かけの表面の下縁」を「H面」に、「基準軸を含む水平面」を「H面」に、「20°まで」を「20°」に改め、同別表4・6・6・2・α中「照明部の上縁」を「H面」に、「5°まで」を「5°」に改め、同別表4・6・6・2・β中「その基準軸方向の見かけの表面の下縁」を「H面」に、「基準軸を含む水平面」を「H面」に、「20°まで」を「20°」に改め、同別表4・9・5・1・α中「照明部の上縁の地上から」を「H面」に、「5°まで」を「5°」に、「上縁」を「H面」に改め、同別表4・9・5・1・βを次のように改める。

β　外側45°及び内側45°

ただし、制動灯のH面の高さが地上750㎜未満となるように取り付けられている場合にあっては、当該制動灯のH面より下方の内側については20°であってもよい。

別表五十一4・11・5・1・α中「照明部の上縁」を「H面」に、「5°まで」を「5°」に改め、同別表4・11・5・1・β中「専ら乗用の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員が10人未満のもの又は貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量が3.5ｔ以下のものに備える車幅灯は、その基準軸方向の見かけの表面の下縁」を「車幅灯のH面」に、「基準軸を含む水平面」を「H面」に、「20°まで」を「20°」に、「5°まで」を「5°」に改め、同別表4・11・5・2・α中「照明部の上縁」を「H面」に、「5°まで」を「5°」に改め、同別表4・11・5・2・β中「車幅灯は、その基準軸方向の見かけの表面の下縁」を「車幅灯のH面」に、「基準軸を含む水平面」を「H面」に、「20°まで」を「20°」に改め、同別表4・12・5・1・α中「照明部の上縁」を「H面」に、「上縁」を「H面」に、「5°まで」を「5°」に改め、同別表4・12・5・1・βを次のように改める。

β　外側80°及び内側45°

ただし、尾灯のH面の高さが地上750㎜未満となるように取り付けられている場合にあっては、当該尾灯のH面より下方の内側については20°であってもよい。

別表五十一4・12・5・2・α中「照明部の上縁」を「H面」に、「5°まで」を「5°」に改め、同別表4・12・5・2・β中「この場合において」の下に「、尾灯のH面の高さが地上750㎜未満となるように取り付けられている場合にあっては、当該尾灯のH面より下方の内側については、20°であってもよいものとし」を加え、同別表4・14・6・α中「照明部の上縁」を「H面」に、「5°まで」を「5°」に改め、同別表4・16・6・α、4・17・6・α、4・18・5・α及び4・20・5・α中「反射部の上縁」を「H面」に、「5°まで」を「5°」に改め、同別表4・21・5・α中「照明部の上縁」を「H面」に、「5°まで」を「5°」に改め、同別表4・23・7・1・3・中「作動状態及び不作動状態を手動により行うことができ、かつ、自動制御を手動により解除できなければならない」を「手動により作動できなければならないこととし、かつ、簡単かつ即時に手動により停止及び自動制御の解除ができなければならない」に改める。

別表五十八2・9・の次に次を加える。

2.10.　「H面」とは、灯火器の基準中心を含む水平面をいう。

別表五十八3・4・3・中「照明部の上縁」を「H面」に、「0.75m」を「750㎜」に改め、同別表4・4・中「照明部の地上からの高さが」を「車幅灯のH面の高さが地上」に、「取り付ける車幅灯は」を「取り付けられている場合にあっては」に改め、同別表別紙1中「照明部の上縁」を「H面」に、「750㎜未満の位置に」を「地上750㎜未満となるように」に改め、同別紙図1中「全ての車幅灯の水平面及びその上方、専ら乗用の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。以下同じ。）であって乗車定員が10人未満のもの又は貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。以下同じ。）であって車両総重量が3.5ｔ以下のもの以外のものに備える車幅灯の水平面より下方並びに専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員が10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5ｔ以下のものに備える車幅灯のうち、その基準軸方向の見かけの表面の下縁」を「車幅灯のH面」に、「基準軸を含む水平面」を「H面」に改め、同別紙図11中「専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員が10人未満のもの又は貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5ｔ以下のものに備える車幅灯のうち、その基準軸方向の見かけの表面の下縁」を「車幅灯のH面」に、「基準軸を含む水平面」を「H面」に改める。

別表五十九2・8・の次に次を加える。

2.9.　「H面」とは、灯火器の基準中心を含む水平面をいう。

別表五十九3・3・3・中「上方15°」の下に「（前部上側端灯のH面の高さが地上2,100㎜を超えるように取り付けられている場合にあっては、上方５°）」を加え、「前部上側端灯の内側方向45°の平面及び」を削り、「80度」を「80°」に改め、同別表別紙1中「下方15°とする。」の下に「ただし、前部上側端灯のH面の高さが地上2,100㎜を超える位置に取り付けられている場合にあっては、上方５°及び下方15°とする。」を加える。

別表六十2・16・の次に次を加える。

2.17.　「H面」とは、灯火器の基準中心を含む水平面をいう。

別表六十別紙四2・中「同規則第６改訂版」を「同規則第６改訂版補足第２改訂版」に改め、同別表別紙五3・2・の次に次を加える。

3.3.　等級ⅠＡ又は等級ⅠＢの反射器のH面の高さが、地上750㎜未満となるように取り付けられている場合の光度係数は、3.1.にかかわらず、それぞれの観測角及び照射角について、次表に示した値以上であること。

単位：mcd／lx

観測角α	照射角（単位：°）			
	垂直角V 水平角H	0° 0°	＋10° 0°	± 5° ±20°
20’ 1°30’		1200 20	800 11.2	400 10

別表六十1・2・9・の次に次を加える。

2.10.　「H面」とは、灯火器の基準中心を含む水平面をいう。

別表六十1別紙1及び別紙11・2・5・中「地上からの高さが750㎜未満の位置に取り付けられる側方灯にあっては」を「側方灯のH面の高さが地上750㎜未満となるように取り付けられている場合にあっては」に改める。

別表六十11・2・16・の次に次を加える。

2.17.　「H面」とは、灯火器の基準中心を含む水平面をいう。

別表六十11別紙四2・中「同規則第６改訂版」を「同規則第６改訂版補足第２改訂版」に改め、同別表別紙五3・2・の次に次を加える。

3.3.　等級ⅠＡ又は等級ⅠＢの反射器のH面の高さが、地上750㎜未満となるように取り付けられている場合の光度係数は、3.1.にかかわらず、それぞれの観測角及び照射角について、次表に示した値以上であること。

単位：mcd／lx

等級	観測角α	照射角（単位：°）			
		垂直角V 水平角H	0° 0°	＋10° 0°	± 5° ±20°
赤色	20’ 1°30’		300 5	200 2.8	100 2.5
燈色	20’ 1°30’		750 12.5	500 7	250 6.25